

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

対象者 自らが居住する市内の住宅にシステムを購入し設置する人（実績報告時までの転入・転居者も含む）、または市内に住所を有し自らが居住する目的で市の補助認定を受けているシステム(太陽熱利用システムは補助認定不要)付の建売住宅を購入した人
 ※太陽熱利用システムは実績報告が不要のため、申請時において自らが居住する市内の住宅にシステムを設置していることが要件です。

補助対象システムおよび補助金額

補助対象システム	補助金額	
住宅用太陽光発電システム	設置に要する費用の額で1kWあたり50,000円とし上限200,000円(千円未満切捨て)	
住宅用高効率エネルギーシステム（エネファーム）	100,000円	
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	設置に要する費用の額で上限20,000円(千円未満切捨て)	
住宅用リチウムイオン蓄電システム	設置に要する費用の額で上限100,000円(千円未満切捨て)	
住宅用電気自動車等充電システム	設置に要する費用の額で上限50,000円(千円未満切捨て)	
住宅用太陽熱利用システム ※太陽光発電システムと一体型のシステムを設置する人は、太陽光発電システムとの併給はできません。	自然循環型	25,000円
	強制循環型・空気集熱型	50,000円

申請期日 補助対象システムの設置工事着工前（年度内に設置完了および実績報告を行うこと）
 ※住宅用太陽熱利用システムのみ保証の開始日から90日以内

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

対象者 主に自らの居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する人（実績報告時までの転入・転居者も含む）、または自らが居住する目的で市の補助認定を受けている合併処理浄化槽付の建売住宅を購入した人

補助金額 設置に要する費用の40%に相当する額以内とし、限度額は次のとおりです。

区分	人槽	上限金額
新設および建築確認申請を伴う工事を行う場合	5	70,000円
	6～7	90,000円
	8～10	125,000円
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換の場合（単独処理浄化槽からの転換にあつては、単独処理浄化槽の撤去を伴わない場合）	5	444,000円
	6～7	486,000円
	8～10	576,000円
単独処理浄化槽からの転換で、単独処理浄化槽の撤去を伴う場合	5	534,000円
	6～7	576,000円
	8～10	666,000円

対象地域 下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

補助対象 BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下および総窒素濃度が20mg/ℓ以下、または総磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽

申請期日 工事着工前（年度内に設置完了および実績報告を行うこと）

環境のための補助制度をご活用ください

新しい補助メニューが追加されたよ！



市では、環境対策のため、一定の要件を満たす人・事業者へ各種補助金を交付します。これらの制度を活用し、環境保全と地球温暖化防止にご協力ください。各補助制度の内容は変更されることがあります。最新の情報は環境推進課にお尋ねください。

※市HPで申請書やパンフレットをダウンロードできます。

※一部補助制度では様式を変更しています。旧様式は使用できませんのでご注意ください。

※各種補助制度共通の要件は、個人・事業者ともに市税を滞納していないことです。

☎ 環境推進課（☎62-1017）

次世代自動車購入費補助制度

重要 ハイブリッド自動車および天然ガス自動車の補助は個人用、事業用ともに9月30日までの新規登録分で終了します。

対象者

- ▶個人用…車検証の登録年月日または標識交付証明書の交付年月日の6か月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする次世代自動車を、非営利かつ自ら使用する目的で新車購入した人
- ▶事業用…市内の事業者で、市内の事業所を使用の本拠とする次世代自動車（排気量1.8ℓ以下）を、自ら使用し自らの事業の用に供する目的で新車購入した事業者（1年度につき1台を限度。ただし、超小型電気自動車1台とその他補助対象車種1台の組合せは可）

対象車種

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、超小型電気自動車*
 *道路運送車両法上は第一種原動機付自転車扱いで、道路交通法上は普通自動車の扱いとなり、運転には普通免許が必要。税法上は「ミニカー」に区別されます。

補助金額

- ▶燃料電池自動車（個人用）…車両本体価格と（一社）次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に3分の2を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%（上限500,000円）
- ▶燃料電池自動車（事業用）…車両本体価格と（一社）次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に12分の11を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の10%（上限400,000円）
- ▶電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（個人用）…車両本体価格の10%（上限300,000円）
- ▶電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（事業用）…150,000円
- ▶ハイブリッド自動車、天然ガス自動車（個人用、事業用）…50,000円
- ▶超小型電気自動車（個人用、事業用）…車両本体価格の10%（上限70,000円）

申請期日

車検証の登録年月日または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

生ごみ処理機器購入費補助制度

対象者

市内在住、市内に共同住宅を所有する人または市内に共同住宅を建設する事業所
 ※市が承認した販売指定店で購入することおよび生ごみ処理機・コンポスト容器それぞれ過去3年間補助を受けていないことが条件

補助金額

- ▶生ごみ処理機（電動、手動などによる機器）…販売価格（税込）の2分の1（上限30,000円）
- ▶コンポスト容器（容量70ℓ以上の機器）…販売価格（税込）の2分の1（上限5,000円）

申請期日

販売指定店で対象機器の購入日から90日以内